

ひと咲きまち咲きあまがさき推進会議傍聴取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、ひと咲きまち咲きあまがさき推進会議設置要綱第6条第2項の規定に基づき、ひと咲きまち咲きあまがさき推進会議（以下「推進会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び新聞記者（市政記者）席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 推進会議を傍聴しようとする者は、原則、会議の開催時刻の1時間前から30分前までに、係員に自己の氏名、住所その他必要と認める事項を記載した会議傍聴券交付申請書（別記様式）を提出し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴申請者の数が傍聴席を超える場合は、抽選により、傍聴券の交付を受ける者を定める。

3 傍聴券の交付を受けた者は、係員に当該傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

4 推進会議開催30分前以降に新たに傍聴を希望する者は、定員の範囲内において、先着順で傍聴できるものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、報道関係者等で座長が特に認めるものは、会議を傍聴することができる。

(傍聴人の定員)

第4条 一般席に入る傍聴人の定員は、10人とする。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、推進会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) ラジオ、拡声器、無線機、写真機、撮影機、録音機、録画機器の類を携帯し

ている者(座長の許可を得た者を除く。)

- (7) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると座長が認めた者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (3) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 座長は、傍聴人が前項各号のいずれかに違反したときは、その者に対して退場を命じることができる。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべての係員の指示に従わなければならない。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ座長の許可を得なければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、推進会議において公開しないこととされた案件が審議されるときは、直ちに退場しなければならない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、推進会議の傍聴について必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要領は、平成28年5月30日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年12月23日から施行する。